

平成 26 年 4 月 28 日
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

延滞金について

みだしのことにつきまして、平成 26 年 4 月 1 日より、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規定第 21 条の改正により、延滞金賦課率が変更となりました。

変更内容は以下の通りです。

	延滞金賦課率（年率）	備考
変更後	5%	平成 26 年 4 月以降に発生する延滞金
変更前	10%	平成 26 年 3 月までに発生した延滞金

奨学金は、みなさんの在学期間中に貸与したものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来たすこととなります。

延滞金は、返還期日までに返還可能な方には返還を促し、さらに返還期日までに返還をしている方との公平性を保つために賦課しています。そのため約束の返還期日を 6 か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、2.5%（1 年で 5%）の延滞金を賦課しています。

（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団
〒901-2221 宜野湾市伊佐 4 丁目 2 番 16 号
担 当：奨学課 奨学係
電 話：(098)942-9213
F A X：(098)942-9220